



鳥取県公報

平成 18 年 10 月 17 日(火)
第 7 8 3 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (751) (東部総合事務所福祉保健局)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定 (752) (〃)・・・・・・・・・・ 3 指定居宅サービス事業者の指定 (753) (中部総合事務所福祉保健局)・・・・・・・・ 4 指定居宅サービス事業者の所在地の変更 (754) (〃)・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地の変更 (755) (〃)・・・・・・・・・・ 5 指定介護予防サービス事業者の指定 (756) (〃)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地の変更 (757) (〃)・・・・・・・・ 5 土地改良区の役員の就任 (758) (西部総合事務所農林局)・・・・・・・・・・ 6 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定 (759) (日野総合事務所福祉保健局)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 結核予防法による医療機関の指定の辞退 (760) (倉吉保健所)・・・・・・・・・・ 6 国土調査の成果の認証 (761) (耕地課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
◇ 公 告	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課)・・・・・・・・・・ 7 鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (2件) (〃)・・・・・・・・ 7 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課)・・・・・・・・ 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (病院局総務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 落札者の決定 (警察本部会計課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

告 示

鳥取県告示第 751 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 17 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人はあと&はんど	鳥取市河原町渡一木 287-31	特定非営利活動法人はあと&はんど	鳥取市河原町渡一木 287-31	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	平成 18 年 10 月 1 日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目 10-1	株式会社コムスン鳥取ケアセンター	鳥取市雲山 112-2-102	居宅介護、重度訪問介護	〃
〃	〃	株式会社コムスン智頭ケアセンター	八頭郡智頭町大字智頭 1506-1	〃	〃
〃	〃	株式会社コムスン湖山ケアセンター	鳥取市湖山町東一丁目 403-1-1	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	〃
社会福祉法人智頭町社会福祉協議会	八頭郡智頭町大字智頭 1875	ほのぼのホームヘルパーステーション	八頭郡智頭町大字智頭 1875	〃	〃
株式会社サポートライフ	鳥取市東今在家 321-26	株式会社サポートライフ	鳥取市東今在家 321-26	居宅介護、行動援護	〃
特定非営利活動法人れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷 240-24	特定非営利活動法人れしーぶ居宅介護事業所	八頭郡八頭町宮谷 240-15	居宅介護	〃
社会福祉法人ウイズユー	鳥取市晩稲 40-1	ウイズユースマイル	鳥取市徳尾 151-13	共同生活援助	〃
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野 2259-43	障害者福祉センター厚和寮	鳥取市湖山町西三丁目 127	短期入所	〃
〃	〃	障害者福祉センターあさひ園	鳥取市湖山町西三丁目 113-1	〃	〃

〃	〃	障害者福祉センター友愛寮	〃	〃	〃
〃	〃	白兔はまなす園	鳥取市伏野 2256-1	〃	〃
〃	〃	学園前ホーム	鳥取市湖山町 西三丁目 136-4	共同生活援助、共同生活介護	〃
〃	〃	ふしのホーム	鳥取市伏野 1135	〃	〃
〃	〃	いまいちホーム	鳥取市鹿野町 今市大岩 1557-1	〃	〃
特定・特別医療法人明和会医療福祉センター	鳥取市東町三丁目 307	グループホーム スプリング・ハウス	鳥取市湯所町一丁目 131	共同生活援助	〃
鳥取県	鳥取市東町一丁目 220	鳥取県立鹿野 かちみ園	鳥取市鹿野町 今市 1078	短期入所	〃
〃	〃	鳥取県立鹿野 第二かちみ園	鳥取市鹿野町 寺内 102	〃	〃
特定非営利活動法人いちばん星	鳥取市江津 271-2	いちばん星	鳥取市江津 271-2	児童デイサービス	〃
特定非営利活動法人因幡万笑の会	鳥取市南安長一丁目 10-9	特定非営利活動法人因幡万笑の会スマイルセンター	鳥取市南安長一丁目 10-9	〃	〃
特定非営利活動法人ひなたぼっこ	鳥取市国府町宮下 1262	特定非営利活動法人ひなたぼっこ	鳥取市国府町宮下 1262	〃	〃
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安二丁目 104-2	障害児デイサービスセンターさわやか	鳥取市富安二丁目 96	〃	〃

鳥取県告示第 752 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、指定相談支援事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 17 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
-----	------------	----------------------	-----------------------	-------

特定非営利活動法人れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷 240-24	特定非営利活動法人れしーぶ相談支援事業所	八頭郡八頭町宮谷 240-15	平成 18 年 10 月 1 日
特定非営利活動法人ワーカーズコープ	東京都豊島区南大塚二丁目 33-10	ゆいまある	八頭郡若桜町大字若桜 257	〃
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野 2259-43	障害者支援センターしらはま	鳥取市伏野 2259-17	〃
特定・特別医療法人明和会医療福祉センター	鳥取市東町三丁目 307	相談支援センターサマー・ハウス	鳥取市湯所町一丁目 131	〃
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安二丁目 104-2	障害者支援センターさわやか	鳥取市富安二丁目 96	〃

鳥取県告示第 753 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 17 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人十仁会 理事長 野島丈夫	倉吉市大宮 451-1	ヴェルヴェチアデイサービスおおみや	倉吉市大宮 451-1	通所介護	平成 18 年 10 月 6 日

鳥取県告示第 754 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 17 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 西原昌彦	鳥取市伏野 2259-43	巖城はごろも苑	倉吉市巖城 920-1	平成 17 年 4 月 1 日

鳥取県告示第 755 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 17 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 西原昌彦	鳥取市伏野 2259 -43	巖城はごろも苑	倉吉市巖城 920-1	平成 17 年 4 月 1 日

鳥取県告示第 756 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 17 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人十仁会 理事長 野島丈夫	倉吉市大宮 451 -1	ヴェルヴェチアデ イサービスおおみや	倉吉市大宮 451- 1	介護予防通所 介護	平成 18 年 10 月 6 日

鳥取県告示第 757 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 17 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 西原昌彦	鳥取市伏野 2259 -43	巖城はごろも苑	倉吉市巖城 920-1	平成 18 年 4 月 1 日

鳥取県告示第 758 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり鴨ヶ池土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 17 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

就任した役員の氏名及び住所

理 事 船 寄 隆 米子市福万 266

平成 18 年 3 月 7 日就任 任期 平成 21 年 3 月 22 日まで

鳥取県告示第 759 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、指定相談支援事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 17 日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 いんくるサポート	日野郡日南町 生山 834-3	障がい者支援センター いんくる	日野郡日南町生山 834 - 3	平成 18 年 10 月 1 日

鳥取県告示第 760 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 17 日

鳥取県倉吉保健所長 吉 田 良 平

名称	所在地	辞退年月日
中部薬局	倉吉市宮川町 174-15	平成 18 年 10 月 1 日

鳥取県告示第 761 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 17 日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
大山町	平成 16 年度から平成 18 年度まで	大山町（宮内、佐摩及び今在家の各一部）の地籍図及び地籍簿	大山町宮内、佐摩及び今在家の各一部	平成 18 年 10 月 17 日

公 告

採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条の 5 の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成 15 年鳥取県条例第 72 号）第 12 条の規定により次のとおり公表する。

平成 18 年 10 月 17 日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	採石場の所在地及び面積	認可の期間	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
大蔵建設有限公司 代表取締役 勝田 達雄	鳥取市青谷町早牛 22-15	鳥取市青谷町大坪字大口 622-1 外 10 筆 (22,978.82 平方メートル)	平成 17 年 12 月 13 日から平成 21 年 12 月 12 日まで	採取をする岩石の数量	9,006.2 立方メートル (15,760.82 トン)	12,000.6 立方メートル (21,001.05 トン)	平成 18 年 9 月 12 日
株式会社松田組 代表取締役 松田 義正	八頭郡八頭町郡家 636-5	八頭郡八頭町篠波字本谷 754 外 8 筆 (56,664.33 平方メートル)	平成 17 年 9 月 1 日から平成 20 年 8 月 31 日まで	破碎及び選別のための施設	選別施設 無	選別施設 有（移動式選別機）	平成 18 年 9 月 20 日

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成 15 年鳥取県条例第 73 号）第 11 条の規定により次のとおり公表する。

平成 18 年 10 月 17 日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	認可の期間	

オグラ建設株式会社 代表取締役 小椋 卓士夫	東伯郡北栄町 江北 38	東伯郡北栄町下 神字西庚申松 1028-5 外 3 筆 (6,786.0 平方 メートル)	砂(25,572 立方 メートル)	平成 18 年 9 月 1 日 から平成 19 年 8 月 31 日まで	平成 18 年 9 月 1 日
有限会社いき いき組 代表取締役 壹岐 道博	鳥取市河原町 中井 268	鳥取市賀露町西 二丁目 2628、 2631 (1,556.92 平方 メートル)	砂 (3,259.40 立方メートル)	平成 18 年 9 月 12 日から平成 19 年 9 月 11 日まで	平成 18 年 9 月 12 日

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成 15 年鳥取県条例第 73 号）第 11 条の規定により次のとおり公表する。

平成 18 年 10 月 17 日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称 及び代表者 の氏名）	住所（主たる 事務所の 所在地）	砂利採取場 の所在地及 び面積	認可の期間	認可の内容			認可年月 日
				変更事項	変更前の内 容	変更後の内 容	
千馬商会 代表者 千馬 高広	鳥取市湖 山町北三 丁目 468	鳥取市三津 大浜ノ一 1102-1 外 6 筆 (8,144.38 平方メー トル)	平成 17 年 8 月 31 日 から平成 19 年 8 月 30 日まで	認可の期 間	平成 17 年 8 月 31 日から 平成 18 年 8 月 30 日まで	平成 17 年 8 月 31 日から 平成 19 年 8 月 30 日まで	平成 18 年 9 月 1 日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 18 年 10 月 17 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日時	場所	受講対象者

経験者講習	平成 18 年 11 月 13 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	倉吉市清谷町一丁目 10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者
-------	---	--------------------------	-------------------------

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3 時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000 円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 10 月 17 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
循環器系 X 線診断装置 一式
- (2) 調達物品の仕様
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成 19 年 2 月 28 日（水）
- (4) 納入場所
鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院
- (5) 入札方法
契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)のうち、医療・理化学機器類に係るものを有していること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 18 年 11 月 17 日(金)午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

- (4) 平成 18 年 10 月 17 日(火)から同年 11 月 30 日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号)第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津 730

鳥取県立中央病院事務局経営課用度担当

電話 0857-26-2271(内線 2212)

ファクシミリ 0857-29-3227

- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で、平成 18 年 10 月 23 日(月)から 11 月 27 日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、240 円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 18 年 11 月 30 日(木)午後 1 時 15 分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取県立中央病院大会議室(本館 1 階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 18 年 11 月 24 日(金)午後 5 時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続きにおける交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :Hospital Digital

Cardiac X-Ray System, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation :

5 :00 PM 24 November, 2006

(3) Date and Time for the submission of tenders : 1 :15 PM 30 November, 2006

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 0 :00 PM 30 November, 2006

(4) Please contact:Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural

Central Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan TEL:

0857-26-2271 ex. 2212

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 10 月 17 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県指紋情報管理システム 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成 18 年 9 月 28 日
- 4 落札者の名称及び所在地 NECリース株式会社
広島県広島市中区紙屋町二丁目 2-12
- 5 落 札 金 額 月額 4,015,200 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成 18 年 8 月 18 日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課
及び所在地 鳥取市東町一丁目 271